

滋賀県立大学情報システム保守・管理業務委託契約書（案）

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 大田啓一（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項により滋賀県立大学情報システム保守・管理業務委託に関する契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は別添に掲げる情報システムについて別添仕様書に定める保守・管理業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は前項の規定に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（実施の方法）

第 2 条 前条の委託業務を円滑に行うため、乙は、作業従事者を甲に常駐させ委託業務を実施する。

なお、常駐先は滋賀県立大学図書情報センターとする。

2 乙は、前項の技術者の氏名やその他必要な事項を事前に書面にて届け、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、委託業務遂行のため連絡調整を十分に図りながら統合的に情報システムの保守・管理に努めなければならない。

（委託期間）

第 3 条 委託期間は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までとする。

（委託料）

第 4 条 委託料は、金 円（うち消費税額および地方消費税額 円）とし、月額 金 円（うち消費税額および地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額および地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項および第 29 条ならびに地方税法第 72 条の 82 および第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金 免 除

（委託業務の報告および委託料の支払）

第 6 条 乙は、委託業務の内容について、甲に書面で報告するとともに甲の検査を受けるものとする。

2 第 4 条の委託料の支払いは、月毎払いとし、当該月の委託業務の終了後、乙は当該月分を甲に請求するものとする。

3 甲は、第 1 項の検査結果を適正と認め、委託請求書を正当と認めたときは当該請求書を受理した月の翌月末日までに乙に対し委託料を支払うものとする。

（指揮命令）

第 7 条 業務の遂行にかかわる乙の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生などに関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、常駐先である滋賀県立大学図書情報センターでの乙の作業従事者に対する服務規律、勤務規制などは甲乙協議の上決定する。しかし、その場合においても業務の遂行にかかわる乙の作業従事者に対する指揮命令は乙が行うものとする。

（業務遂行責任者の設置）

第 8 条 乙は、自己の責任において、業務の指揮監督を行うため業務遂行責任者を置き、乙の作業従事者に対する指揮命令は業務遂行責任者が行うものとする。

- 2 乙は、乙の業務遂行責任者の氏名などを書面により甲に通知しなければならない。業務遂行責任者を変更する場合も同様とする。

（施設、備品、機器等の使用）

第 9 条 甲は乙に対し業務遂行に必要な甲の施設、備品・機器等は無償で使用するものとする。その場合、乙は施設、備品・機器等を目的以外に使用してはならない。また、使用する施設内での光熱水費、甲が許可した電話回線使用料および消耗品費は甲が負担するものとし、この場合において乙はこれらの使用については効率的に行わなければならない。

- 2 乙は、乙の作業従事者に社名入りネームプレートを着用させるなど、乙の作業従事者であることが容易に識別できるように考慮するものとする。

（秘密の保持および個人情報の保護）

第 10 条 乙は、甲における業務遂行に関して知り得た事項を、この契約期間中のみならず、その期間終了後も他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 3 乙は、技術者に対し、前 2 項の義務を厳守させなければならない。

（暴力団等の排除）

第 11 条 甲及び乙は、相手方が合理的な根拠に基づき次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告を要せず本契約を解除することができるものとする。

- （1） 暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体もしくはその関係者又はその他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であるとき。
- （2） 自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- （3） 暴力団等反社会的勢力の維持、運用に協力し、又関与する等、何らかの関係を有しているとき。
- （4） 暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けながら相手方への報告を怠ったとき。
- （5） 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反したとき。

（契約の解除）

第 12 条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、いつでもこの契約の一部または全部を解除することができる。

（損害賠償）

第 13 条 乙は、この契約を履行するうえで甲の電気設備、通信設備およびその他大学の施設等に損傷を与えたとき、また第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 14 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、もしくは、継承することができない。

ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（管轄裁判所）

第 15 条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に関する紛争の解決)

第 1 6 条 この契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、乙は責任をもって解決するものとする。

(疑義についての協議)

第 1 7 条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた場合は、法令の定めるところによるもののほか、甲・乙二者が協議の上処理するものとする。

(信義誠実等の義務)

第 1 8 条 甲および乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

この契約の証として、この証書 2 通を作成し、甲、乙がおのおの記名押印して、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 彦根市八坂町 2 5 0 0
公立大学法人滋賀県立大学
理事長 大 田 啓 一 印

乙
印

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。